



ご利用注意事項

ツアーに参加される方へ	… 2P
レンタルご利用の方へ	… 5P
傷害保険について (ツアー・レンタル共通)	… 6P

ツアー中守っていただくこと

- ・ 観光ポイントの中には危険な場所もございます。
当ツアー以外で探訪した場合の、事故や怪我などは一切責任を負いません。
- ・ 現地探訪の際には住民の迷惑にならないよう、マナーを守り散策してください。
- ・ 先頭を走るガイドを追い越しての走行を禁止します。
- ・ タイヤをロックしたり、スライドさせたりする行為は危険ですので極力避けてください。
- ・ すべての山には所有者がいます。キノコや山菜など、林産物の採取は出来ません。
- ・ 野生動物、放牧牛への餌付けは出来ません。
- ・ 里山の自然を守るためにも、ゴミは必ず持ち帰るようにしてください。
- ・ 山火事防止のため、山林内や走行中の喫煙は禁止とさせていただきます。

※上記の点を理解して頂けない方や守られない方は、たとえツアー中であってもその場でツアーから離脱していただきます

トレイル利用ルール

- ・ 以下の無料の会員登録と、
初心者講習を修了した会員のみがマウンテンバイクで走る事ができます。
- ・ 会員以外が本会の管理するトレイルをマウンテンバイクで走る事はできません。
- ・ 害獣調査及び不正利用防止にトレイル内に感知カメラを設置しています。
- ・ 不正利用やルール違反があった場合、当会のWEB・SNS等で該当者を公開告知いたします。
- ・ 歩行者が優先です。歩行者とすれ違う時は自転車から降りましょう。
- ・ 歩行者・ハイカーがいたらすぐに止まれるスピードで走りましょう。
- ・ 熊鈴等音の鳴るものを必ず装備し歩行者を驚かせないように気を付けましょう。
- ・ トレイルを外れて走らないように。また山小屋には入らないようにしましょう。
- ・ タイヤを意図的にロックさせたり横滑りさせないように走りましょう。
- ・ トレイルの階段等、構造物を壊す恐れがある場合は自転車から降りるようにしましょう。
- ・ 余裕を持ったバイクコントロールできるスピードで走りましょう。
- ・ 雨の降った日にトレイルを走るのはやめましょう。
- ・ タイヤのブロック跡がつくような濡れたトレイルを走るのはやめましょう。
- ・ 自転車保険に入りましょう(任意)トレイルや周辺の山林を管理する地域の方に敬意をもって謙虚な気持ちで走りましょう。
- ・ トレイルが通行禁止になっているときは立ち入らないようにしましょう。
- ・ 山には所有者がいます、キノコや山菜を採ることはできません。

無料会員登録フォーム



<https://forms.gle/oFMh9r1GNux9bjVZ6>

ツアーの中止

小雨程度であればツアー催行を致しますが、大雨や暴風等、天候環境が極端に悪い場合は中止いたします。前日に大雨が降った場合なども中止の可能性があります。
中止の場合は前日19時頃に判断し、代表者の方にご連絡いたします。
なお、中止の場合はツアー日を変更するか、料金を全額払い戻しいたします。

ツアーの安全と同意項目

1. ガイドツアー中は必ずガイド及びスタッフの指示に従い、ツアー出発前の説明を理解したうえで、安全にツアーが遂行されるよう協力します。
2. 自然環境の中で行われるアクティビティは自然の影響を受けやすく、それに伴う危険性があることを理解しており、ガイドツアーへの参加は自らの主体的な意志のもとであることに同意します。
3. ガイドツアー中は天候の変化や不測の事態による中止または内容変更があることを理解し、その判断は里山マウンテンバイクツーリズムのガイド及びスタッフが行うことに同意します。
4. ガイドツアー中に事故や急病があった場合、ガイドの判断で応急処置や医療機関への引き渡しが行われることに同意します。
5. 飲酒・薬物摂取による酩酊状態では参加しないことに同意します。
6. ガイドツアー中は法令に定められた交通ルールを守ることに同意します。
7. サイクリングツアー参加時は、走行時の転倒や接触による頭部の打撲、怪我を防ぐためヘルメットを着用することに同意します。
8. 上記項目を遵守せずに被られた損害及び里山マウンテンバイクツーリズム及び関係者の故意または重大な過失に基づくものを除く事故による損害については、里山マウンテンバイクツーリズム及び関係者個人は責任を負いません。

キャンセル料

ツアー予約受付完了後に、お客様のご都合によりご予約をキャンセルする場合は以下のキャンセル料を請求させていただきます。

日程	5-2日前	前日又は連絡なしのキャンセル
キャンセル料	ツアー代金の50%	ツアー代金の100%

※キャンセル料のお支払いは、別途お知らせする銀行口座へお振り込みください。

持ち物

- ・ 動きやすい服装
【6月～10月】ハーフパンツにタイツ・スパッツ等で、肌を露出させない組み合わせがおすすめです。
【4月、5月、11月】 フリースやシャツ等の重ね着に、薄手のウィンドブレーカーなどがあると便利です。
※12月～3月は休業期間です。
- ・ スニーカー
- ・ 飲み物 500ml～1000ml
※ツアーの最初で湧き水を汲む場合がございます。その場合は空のボトルをお持ちいただくのがオススメです。

あれば持って来て頂きたいもの

- ・ アイウェア
 - ・ バックパック
 - ・ ヘルメットやグローブなどの自転車に乗るための装備
- ※ヘルメット、グローブ(軍手)は一緒にご用意いたしますがお持ちの方は是非ご持参下さい。

当ツアーで用意させて頂くもの

- ・ Eマウンテンバイク
- ・ ヘルメット
- ・ グローブ

集合時間

コース	プチコース	半日コース	1日コース
集合時間	ガイドと相談	【午前】9:30 【午後】13:00	9:30～15:00

※時間通りにツアーをスタートできるように準備してお越しください。
※〒930-3221 富山県中新川郡立山町四谷尾691-4「埜の家」が集合場所となります
※埜の家の駐車スペースに駐車可能です。

昼食

1日コースの方は、日石寺で「精進カレー」等を食べることが出来ます。
プチコース、半日コースの方は、周辺のおいしい食事処をご紹介します。

温泉

ツアー後に汗を流しに立ち寄られる場合はガイドにお尋ねください。お好みの温泉をご紹介します。

レンタル利用規約

- ・ 利用者は自転車の適応身長150cm以上の方とします。
- ・ 交通ルール及びマナーを遵守し、交通事故防止に努めます。
- ・ 観光目的以外に利用しません。また第三者に又貸ししません。
- ・ 里山マウンテンバイクツーリズム実行委員会が整備した里山の各トレイルの利用にあたり、無料会員登録&説明会&講習会を修了しなければ走行しません。
- ・ 利用中に盗難にあった場合は、速やかに警察署へ届け出るとともに、当施設へ連絡します。
- ・ 事故等によりEマウンテンバイクを破損させたり、紛失(鍵含む)させた場合は、利用者の責任において弁償します。※Eマウンテンバイクを使用中に盗難・紛失・故障・事故による自身のケガ、その他天災等によって生じ 障害について当地ご利用者に対する無償責任の一切の責を負わないものとしますのでご了承下さい。
- ・ 利用中に発生した自転車の事故(パンク等)については、利用者が最寄りの自転車店などに持ち込み修理します。※代金は利用者負
- ・ 自転車は防犯登録+自転車搭乗者保険に加入しています。(保険内容は次のページに記載)
※上記の制度を超える金額を上回る請求は当施設に対し請求しません。
- ・ 自転車は17時までに当施設へ返却します。
やむを得ず17時までに返却出来ない場合は必ず事前に連絡します。
- ・ 飲酒運転はしません。

レンタル料金

時間	4時間利用	6時間利用	延長30分毎
料金	6,600円	8,800円	1,100円

※保証金1,100円(預り金)は、返却時間を超過した場合の料金や鍵の紛失等の費用負担を差し引いた額を返金します。

※貸出物は、Eマウンテンバイクと鍵ですが、希望により、ヘルメット・グローブも用意しています(無料)。

傷害保険《交通乗用具搭乗中のみ補償》について

保険の種類	保険金額
死亡保険金（後遺障害保険金）	8,000 千円
入院保険金（手術保険金）	5,000 円
通院保険金	3,000 円

* 補償内容については下記の通りです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) ※保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療 ①に該当する診療行為 ②	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中 ①に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 ※1事故につき、1回の手術に限りです。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとしします。
通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 ※治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは、通院に含みません。	通院保険金日額 × 通院日数 ※1事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※2通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

(注1) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注2) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。